

## 平成 28 年度事業目標

### 1 協会の基本方針について

先般、平成 27 年(2015)国勢調査の速報値が発表されたが、伊賀市の人口は、90,377 人で、前回調査に比べ 6,830 人(7.7%)も減少し、2020 年の将来推計値をも下回るなど減少が加速している。また、日本の総人口は、1 億 2,711 万人で、平成 22 年(2010)より 95 万人減少した。将来推計人口によると、2060 年には 8,674 万人に減り、65 歳以上人口の割合が約 40%、年少人口が約 9%になる見込みとされており、人口減少と少子高齢化をいかに乗り越え、社会、経済の活力を維持していくかが、我が国が直面する極めて大きな課題となっている。このような状況からも、社会保障・税一体改革に基づく社会保障の充実に係る実施スケジュールについては、基本方針に沿って着実に推進される必要がある。

消費税率の引き上げによる増収分を財源とする「子ども・子育て支援新制度」は、支援の量の拡充とその質を向上させることを目指して、昨年度からスタートした。また、住み慣れた地域で安心して暮らす仕組みづくりを目指す地域包括ケアシステムの構築では、伊賀市においても、いよいよ 10 月から地域支援事業(新総合事業)が開始されることになっている。

第 3 次安倍改造内閣は、昨年、「1 億総活躍社会」の実現を内閣の最大の課題と位置付け、そのためのメルクマールが 50 年後も人口 1 億人の維持で、家庭・職場・地域において誰もが活躍できる社会を目指すという。また、昨年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍が更に求められているが、実質労働人口が減少している中、女性や高齢者の労働力に期待するものが多いといえる。介護・福祉・医療分野での労働者不足は、地域における施設数の増加も今後更に見込まれる中、当法人においても、職種を問わず職員の人員不足はより深刻な状況にあることは間違いない。

社会福祉法人制度は、平成 12 年(2000)の社会福祉基礎構造改革以降大きな見直しは行なわれてこなかったが、その法人制度の改革については、ガバナンスの強化、積極的な情報開示、適正かつ公正な支出管理、所謂内部留保の明確化や社会福祉事業の計画的な再投資、地域における公益的な取組みを実施する責務の明確化などを柱とする社会福祉法の改正案が国会に上程され、衆議院で可決後、現在、参議院で審議されている。この法案の根拠となる考え方は、社会保障審議会福祉部会報告書に示されている制度改革の視点であり、社会福祉法人は、この法案成立によりこれまで以上に公益性・非営利性の高い事業運営が求められることになる。

当法人は、創設以来の精神「相扶相愛」の下、その存在意義を一層強固にするため、法人理念である「信頼」、「博愛」、「誠実」を経営の中心に据え、当法人でなければできない福祉事業を引き続き推進する。また、既に外部監査の導入や財務状況の公表を行なうなど、経営組織や運営の透明性を図っており、地域における公益的取組みも継続して行なっている。本年度においては、一昨年に実施した地域のニーズ調査をもとに、買い物バスの運行を試行実施するほか、地域包括支援体制づくりに関わるなど、地域社会の一員として地域福祉の向上に貢献し、より一層信頼される法人となるよう努力していきたい。

#### (1) 行政機関との連携

多種、多岐にわたる社会福祉事業を実践する当法人は、伊賀市との緊密な連携を下に、これまでから市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも社会保障・税一体改革で定められた子ども・子育て支援新制度における保育と地域の子育て支援の推進や、2025年を見据えて医療・介護サービスの提供体制を改革する地域包括ケアシステムの構築、また、本年度から新たに取り組む児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業や指定障害児相談支援事業などにおいても、従来以上に伊賀市の福祉政策の一翼を担う必要がある。

このため地域社会からの要望を正確に理解し、広く地域に支持される福祉事業の構築を目指すべく、より開かれた施設運営と、適切な財務運営等の情報発信を進めながら、地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図るものとする。

#### (2) 中長期事業計画

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行なうため、自主的な経営基盤の強化、福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保等を図る必要があるとされている。当法人はその経営目標として「持続可能で将来にわたる安定した経営基盤の確立」を目指し、その実現のために法人がもつ多岐にわたる経営資源を有効活用しながら、その戦略を示す中長期事業計画を策定する。

#### (3) 人材確保と人材養成

少子化に伴ない新卒学生の採用が困難となる中、潜在化している保育士や介護士の発掘から採用に至るまでの支援教育体制の確立も必要と考える。当法人も限られた労働力の中からより良い人材を確保するため、他分野で活躍されている多様な人材の雇用確保、職員に対する処遇改善や労働環境の整備及び魅力ある職場づくりに積極的に取り組まなければならない。福祉の基本は、対人サービスであり、職員一人ひとりがもつ知識や技能あるいは職員の資質がより良いサービスを提供するための重要な要素となる。このような人材を育成するには、法人全体の施策の中で、職員各自が使命感を持ち将来を創造することができる総合的な人材育成環境を構築することが大切である。多岐にわたる法人内施設間の連携意識を高めつつ、社会への幅広い視野と当法人が行なう社会福祉への誇りと使命感を持って、民間社会福祉事業を担うことのできる職員の養成と確保に努め、

従前より実施している法人内部の各種研修の更なる充実を目指す。

#### (4) 危機管理と安全体制の強化

社会福祉法人が様々なリスクに対処するには、各施設におけるリスクマネジメントが重要であることはいうまでもない。経営の根幹にかかわるような危機的事態が発生した場合、それに備えた管理体制を整備しているかによって、事業継続に与えるインパクトが大きく異なってくることは自明のことである。危機管理はリスクマネジメントの中でも最も重要なリスクに焦点をあてたものであり、それらを如何にコントロールするかが経営の最重要命題の一つであるといえる。

また、現実社会の中で発生している様々な事象や事件を考慮し、各施設における防犯や食品衛生等の安全体制を強化する。またインフルエンザやノロウイルス等、各種感染症対策を実効性のあるものにするには、全施設共通の認識として、正しい科学的な知識に基づく取り組みの徹底及び関係機関との円滑な連携を図る必要がある。社会福祉施設を利用されている乳幼児や高齢者等が感染した場合、重症化のリスクが高い方々が多い。しかも福祉サービスは、利用者やその家族にとって、生命あるいは生活を維持する上で不可欠なものであり、安易に提供を停止することができない社会的使命がある。我々福祉関係者は、利用者や職員への感染予防に万全を期し、サービスの安定供給を確保する。

#### (5) 個人情報の取り扱い

私たち福祉事業者は、利用者や家族等関係者の個人情報やプライバシーについて、常時配慮しなければならない。今日の情報化の急速な進展に伴ない、コンピューターやネットワーク等を通じて大量の個人情報が処理されている。その個人情報は、性質上誤った取り扱いをすれば、個人に対して取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。マイナンバー制度導入により当法人が定めた「特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針」や「個人情報保護基本方針」に示す通り、個人情報やプライバシーの重要性を認識し、施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報の保護について細心の注意を払い取り扱うものとする。

#### (6) 利用者の権利擁護(虐待・身体拘束の禁止)の重要性

虐待防止に関する法律は、平成 12 年(2000)に成立した児童虐待防止法に続き、平成 17 年(2005)には高齢者虐待防止法、平成 23 年(2011)には障害者虐待防止法が制定された。しかし近年、家庭や福祉施設等において様々な虐待等に関する問題が顕在化し、新聞やテレビ等のマスメディアによって深刻な問題として頻繁に取り上げられている。報道されているような虐待事例はあってはならないことではあるが、対人援助サービスを行なう福祉施設としては、起こりうる事態であることをあらためて認識し、法人内の各施設における虐待や身体拘束の防止、早期発見、早期対応等の体制を常に見直していかなければならない。また、地域福祉を支える社会資源として、地域の虐待防止や身体拘束の禁止等の実践にも積極的に取り組んでいくことが、取りも直さず社会福祉法人の存

在意義につながるものとする。

#### (7) 障害者差別解消法への対応

すべての国民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指した障害者差別解消法が、本年4月1日から施行される。

当法人は、障がい者に対し不当な差別的取り扱いをしないことや、必要かつ合理的な配慮を行なうために必要な考え方として国が示した対応指針に則って行動し、障がいを理由とする差別を解消するように努めるものとする。

## 2 保育園の運営について

保育は、昭和22年(1947)に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健全やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。今日、保育園の基本的役割に変わりはないが、変貌する様々な社会的要因、例えば、本格的な人口減少社会の到来、女性就労の増加、非正規労働者の増加等による雇用基盤の変化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等々から、子育て・子育て支援の一層の強化が求められている。

平成24年(2012)8月、「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年(2015)4月から子ども・子育て支援新制度が施行された。その中で、「私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、現行制度と同様に、市町村が利用者と契約し、私立保育所に対して委託費を支払い、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行なう」と示され、市町村の保育の実施義務が維持されたことは大きい。

伊賀市においても「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、この計画に基づき子ども・子育て支援が推進されている。当法人では、曙保育園を拠点として全保育園が連携しながら、一時預かり事業、延長保育促進事業、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業、家庭支援推進保育事業等の保育対策等促進事業をきめ細かく実施し、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

また、保育園による家庭養育の補完や人権を大切に育てる保育等々、子どもの最善の利益の尊重のもと、調和のとれた心身の発達を保障する環境と、子育て文化の構築に努めていきたい。福祉を取り巻く情勢は大変厳しいが、当法人がかねてから高揚に努めてきた民間活力と経営理念を拠り所としつつ、社会や経済の流れ、仕組みを正しく洞察する能力を養成することによって、将来にわたる安定した保育園経営を維持していく。

#### (1) 一時預かり・休日保育事業

一時預かり事業は、みどり第二保育園での“きらら”と曙保育園での“ピッコロ”、他に三田保育園・花之木保育園・予野保育園・長田保育園・古山保育園で実施する。また、休日保育事業を曙保育園の“ハミング”で実施する。保護者の就労形態が多様化していることから、今後も保護者のニーズに対応できるよう、これらの事業に柔軟な発想

で取り組んでいく。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業“すくすくらんど”は、開設して 22 年目を迎える。本年度も在宅親子への子育て支援の内容を充実させ、子育てが楽しくなる事業を計画していくものとする。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、ゆめが丘保育所の小規模地域子育て支援拠点事業“おひさま広場”、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育ての核となるべく、地域の子育て支援情報の収集と提供に努め、虐待の発生防止に努める等一層の充実を図っていく。そして、従来から絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めてきた本とおもちやルーム“ぐるんぱ”では、保育者自身の読書の質を問い直しつつ、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。更に、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校 1・2 年生の親子に利用していただき、曙保育園が地域の子どもセンターとして充実していくよう努力する。

## (3) 障がい児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して 32 年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携を更に促進したい。保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、草の実リハビリテーションセンターやあすなる学園との連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行ない、更には、感覚統合訓練講師・音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

平成 16 年(2004)4 月に開設した子育て支援“ふれあいらんど”は、心身に何らかの障がいがある子どもの養育に関わる相談を行なっているが、友だちとうまく遊べない子、ことばの発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を更に充実させていくものとする。

かしのみ園卒園児保護者の有志によるボランティアの協力や、地域住民によるボランティア活動も積極的に受け入れながら、地域との連携体制の充実を図り、併せて障害福祉サービス事業所かしの木ひろばや、身体障害者支援施設梨丘園と協働し、専門性と高い福祉理念をもつボランティアの育成を進めるものとする。

## (4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

小学生以上の障がい児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために、平成 23 年(2011)4 月に開所した“障がい児日中一時支援事業所ヴェルデ”は 6 年目を迎えるが、利用する子どもたちが年々増加しており、施設の拡充が期待されている。一方、前年度より検討を重ねてきた児童福祉法に基づく

“放課後等デイサービス事業所ヴェルデ ドゥ”を、心身障害児療育保育施設かしのみ園内に開設することとなった。この事業は、放課後において障がい児が、日常生活における基本的動作及び集団活動に適応することができるよう生活能力の向上と、社会との交流が図れるよう適切な指導及び訓練を実施するものとする。

#### (5) 放課後児童健全育成事業

保護者が、昼間何らかの理由で不在となる家庭の子ども(留守家庭児童)を対象とした放課後児童健全育成事業は、みどり第二保育園所管“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”、曙保育園所管“キッズうえの”“ふたば”、ゆめが丘保育所所管“風の丘”“第2風の丘”で実施する。開所時間の延長については、そのニーズの高い施設で平成26年(2014)4月から実施している。“風の丘”“第2風の丘”では、通常利用時、開所時間を午後7時まで延長し、また“キッズうえの”では、長期休暇中(夏休み、冬休み、春休み)、開所時間を30分早めて午前7時30分から開所して運営する。更に、成和東小学校区における“放課後児童クラブ成和東”と成和西小学校区における“放課後児童クラブ成和西”は、本年度より当法人が指定管理者となり、それぞれ古山保育園、花之木保育園を所管として運営するが、小規模の放課後児童クラブであるため他の6施設との交流事業を計画するほか、利用児童の生活が地域での生活と遊離しないよう配慮しながら、安心・安全に留意して子どもたちの自主性と社会性の育成に努める。

#### (6) からだそだて事業

近年、子どもの体力低下が問題となっている。体を動かして遊ぶ機会が減少した結果であり、心や脳の発達にも重大な影響を及ぼすともいわれている。体を動かす遊びを十分経験することで、普段の生活に必要な動きや咄嗟のときに身を守る動きを獲得するだけでなく、心と体が相互に密接に関連し合いながら、総合的に発達していくことができる。そこで伊賀市内の保育所(園)の代表者が集まり、三重大学教育学部の協力を得て、各園で活用できる「体力向上実践プログラム」を作成し、「からだそだて事業」を前年度から実施している。幼児期に習得しておくことが望ましい基本的な動作(走る、跳ぶ、投げる、体を支える等)や運動習慣を身に付けることを目的として、毎日「にんにんタイム」を実施しており、本年度も継続実施するが、体力・運動能力が向上し、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培う保育を全保育園で検討し、実践していきたい。

#### (7) 食育の推進

近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、朝食の欠食等、食習慣の乱れが生じてきている。食事は、単に空腹を満たすだけでなく、心や体の発達と密接に関係し、人間的な信頼関係の基礎を作るとも言われている。そのため一日の生活時間の大半を過ごす保育園における食育の推進は非常に大切である。生活や遊びの中で、身近な大人からの援助を受けな

がら、また、仲間と関わりながら、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験や、楽しく食べる経験を通して食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。そして、家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもと各職員がその有する専門性を活かしながら、それぞれの保育園の実情に合わせて創意工夫することで望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていきたい。

#### (8) 地域交流及び情報発信

子どもたちは、近年家庭内や地域において人と関わる経験が少なくなっている。そこで、家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やし、一方で、小・中・高の児童の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れることとする。更に、お年寄りとのふれあい会等では、子どもたちには他人を敬愛し、教示を受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かせるようにしていただくものとする。このように、多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指すこととする。

当法人ホームページで 14 保育園の「園からのお知らせ」コーナーを設けている。その内容を随時更新するようにして、選ばれる保育園となるための情報発信手段の一つとして活用していく。また、本年度、31 回目を迎える子どもフェスティバルを 14 保育園合同で開催し、子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深め、更には保育園への理解が地域に浸透していくようにする。

#### (9) 安全対策の充実

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震への対応、異常気象による自然災害への対応など、児童の生命の安全を最優先とした安全対策を更に強化して行く取り組みを進める。また、施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、保育所(園)安全管理マニュアルを参考に防犯訓練等を継続して行なう等、各園の防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。衛生委員会とも連携し、従来から各園で行なってきた施設内外の安全点検を継続する。また、園内遊具は、平成 26 年(2014)6 月に国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、専門技術者に点検を依頼しているが、職員が遊具点検講習を受講し、日常点検を確実に実施するよう努める。

保健衛生感染症対策研究会では、インフルエンザ等感染症や食中毒の防止、年々増加傾向にある食物アレルギー児への対応等、健康管理について様々な対策を実行しているが、中でも、食の安全性に関する情報を常に収集し、わかば会給食部会とも連携しながら、安全な食の提供に努める。更には、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携の上、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期す。

#### (10) 業務効率化推進事業

保育士の業務負担軽減を図るため、保育対策総合支援事業補助金を活用して、ICT

化の推進に努める。保育支援システムを活用することで、指導計画や園児台帳の作成等における膨大な事務作業を効率化し、職員間の情報の共有化と、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、更なる保育の質向上へ繋げたい。

#### (11) 職員研修体制の充実

全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、乳幼児の発達特性を正しく理解し、実践事例に学び、当法人内保育園での公開保育を実施して、職員同士が切磋琢磨しながらより質の高い保育について研修を行なっている。子どもへの視点を中心においた保育の質と力量を磨くことは当然であるが、併せて最近の児童をめぐる様々な問題を洞察、判断し、行動できる福祉従事者となるよう、幅広い面からの資質向上に努める。

### 3 老人ホームの運営について

団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、平成25年(2013)に、国が医療介護など社会保障の道筋を示したプログラム法の規定に基づいて、増え続ける介護費用の抑制と、市町村による地域支援事業の見直しなどを行なう必要から、地域における医療介護の総合的な確保を図るため「医療介護総合確保推進法」が平成26年(2014)に成立し、順次施行されている。介護保険法関係では、伊賀市が目指す地域包括システムの中で当法人がどのような役割を担えるか等、その仕組みを十分に検討していきたい。

また、これまで制度改革と称し、医療・介護の分野においては介護報酬の引き下げや、保険料や利用者負担の引き上げ等、厳しい背景の中で施設経営を行なってきた。今後、高齢化社会、所得の格差社会が一層進み、社会経済情勢が更に深刻化する中、施設経営基盤の充実や人材の確保等の諸問題に柔軟に対応し、公正さと透明性を確保しつつ、経営の安定に万全を期すものとする。

昨今の医療現場においては、医師不足等により地域医療体制が大変厳しい状況に置かれているが、利用者の健康管理について、併設する梨ノ木診療所との連携を密にし、適切な医療体制の確保に努めたい。

防災面においては、東日本大震災や過去に発生した土砂崩れ、浸水、停電、施設火災等を教訓として、総合防災計画を策定し、人的災害の予防や、自然災害における被害を最小限に抑えるよう努める。

更に、老人福祉施設においては、引き続き(1)人間としての尊厳を大切に (2)やさしく、あたたかく、親切的な介護 (3)安心、安全、快適な介護 (4)福祉文化の創造 (5)「地域に開き、地域と共に」を基本理念として、利用者の多くが「ここで生活できて良かった」と心から満足していただけるよう、生活の質の向上に全職員が一丸となって取り組むこととする。

(1) 盲養護老人ホーム梨ノ木園と特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は、それぞれ支える制度の仕組みは異なっているが、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、一体的運営は今後とも推進し、両園それぞれの専門的機能の充実を図りながら、利用者の欲



- 求・要求を正しく受け止め、健康で文化的な生活環境の整備充実に努めるとともに、家族との連携が一層緊密なものになるよう交流活動に努める。
- (2) 食中毒、インフルエンザ、老人性結核の予防等施設内における様々な感染症予防体制の確立が社会的に要請されている。梨ノ木園及び第二梨ノ木園では、職種を問わず各種研修に参加するとともに内部研修を実施し、職員の知識を深める。食中毒に対しては、調理室内はもとより各種食器類の厳重な殺菌消毒を行ない、食材は綿密にチェックする等安全な食の提供に努める。また、インフルエンザに対しては、梨ノ木診療所と連携しながら早期にワクチンを確保し、可能な限り利用者及び全職員に接種を行ない感染症の防御に努める。
  - (3) リスクマネジメント委員会を設置し、ヒヤリ・ハット事例、事故事例の原因を調査研究することで再発防止に取り組む。また、施設の安全管理を促進し、利用者と家族との信頼関係を更に深めていく。
  - (4) 各種学校との連携を図り、介護等の実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、利用者の生活がより明るく豊かで快いものになるようボランティアや地域住民との積極的な交流を深める。
  - (5) 施設の災害対策としては、必要に応じ設備、備品を整備するとともに非常時のマニュアルの再検討を行なう。また、防災訓練及び防災器具の点検は、引き続き毎月実施し、利用者及び職員の防災に対する意識の向上に努める。
  - (6) 自らの組織の置かれている状況を見極め、かつ福祉の原点と理念を守ることができる老人福祉施設職員を養成するため、幅広い分野の外部研修会への参加や法人内研修、梨ノ木職員研修等の内部研修の充実・強化を促進する。
  - (7) 咀嚼、嚥下力の低下した利用者へのソフト食の提供、個々に合った食事形態を提供するとともに、栄養ケアマネジメントの実施、歯科衛生士による口腔機能の向上に努めていきたい。

---

#### 梨ノ木園について

---

盲養護老人ホーム梨ノ木園は、その専門性を発揮し、視覚に障がいのある利用者が安らかに、かつ、生きがいのある日々を送れるように努めることを基本目標とする。

また、高齢化に伴ない介護が重度化している利用者に必要な介護サービスが提供できるよう、訪問介護事業所の役割を明確にしつつ、生活支援・介護・看護の一体的運用を、より細やかに提供できる体制を整える。利用者に寄り添い、利用者の気持ちを汲み取り支援ができるよう、より一層の支援の向上と充実を目指すこととする。

- (1) 県下で唯一の盲養護老人ホームとして積み重ねてきた専門的なノウハウや実績等を、県内及び近府県の視覚障がい者、福祉関係機関をはじめ多くの方々に周知する。そのため、三重県視覚障害者支援センターが発行する視覚障がい者生活情報誌「はなしょうぶ」

への投稿等、幅広い広報活動を行なう。また、当園での生活を知っていただく体験利用についても、同様に周知していく。

- (2) 地域に開かれた施設として、地元の小学校との交流や地域の文化祭等、地域行事に積極的に参加する。また、地域のいきいきサロンの方にも、当園について広く知っていただくとともに、利用していただける機会を増やす。更に、本年も引き続き、伊賀市上野視覚障害者福祉会との関係を深める。その他、様々なグループや団体との交流や連携を図り、地域社会との関わりを深める。
- (3) 訪問介護事業所は、在宅で介護を必要とする方々を訪問し、在宅生活の支援を行なう。また、当事業所について広報に努める。
- (4) 視覚障がい者ケアサポートプランに基づき、専門的な生活支援機能を低下させることなく、適切な対応に努める。また、アイマスクを着用しての食事体験や施設内外の歩行等の擬似体験等による勉強会を行ない、初心を忘れず、視覚障がい者の支援の原点に立ち返り、日々の支援に努める。
- (5) 利用者のADL(日常生活動作)の重度化は年々進行しており、介護支援の必要性が大幅に増加しているため、特定施設の役割を再認識し、訪問介護事業所及び梨ノ木診療所との連携を一層深めて行く。また、生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患者、触法者等様々な背景を持った在宅高齢視覚障がい者の在宅生活の支援に努める。
- (6) 利用者の生活が、より生きがいのあるものになるよう回想法等を取り入れた行事や、四季折々の催しに創意工夫を凝らし、クラブ活動等を通じて利用者の生活の質を高め、また、認知症や重度化に対応した介護予防体操やリハビリレクリエーションを園全体で行ない、個々の心身機能の維持に努める。

## ————— 第二梨ノ木園について —————

特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は、介護、看護、調理等各部門の質的充実を促進するとともに、併設する老人デイサービスセンターなしのき、在宅介護支援センターなしのき、老人ショートステイ事業等との連携を強化し、施設機能を十分に発揮して、地域社会での福祉サービスの充実を図りたい。そのためにも、当施設の利用者一人ひとりに適したケアプランを策定し、客観性をもつ専門的介護体制の確立を目指すこととする。

- (1) 利用者の尊厳を大切に、基本的な人権を擁護し、利用者がその人らしく、安心・安全に心地よい生活を送ることができるよう「やさしく・温かく・親切」な介護を提供する。
- (2) 職員は、常に利用者の立場に立って介護を行ない、「笑顔」を忘れず、適切な接遇態度を徹底する。また、利用者の生活の場(居室・環境)を整備することで、落ち着ける空間をつくる。
- (3) 利用者、家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築き個々の思いに沿っ

たケアプラン、栄養ケアプラン、個別機能訓練計画を作成し、プランに沿った支援を実施する。

- (4) 第二梨ノ木園で最期を迎えたいという利用者、家族の思いに添えるように、医療・看護・介護・栄養等の連携を密にし、家族とともにその人らしい生き方ができるよう「看取り介護」に努める。また、職員の心理的負担も考慮しながら事後カンファレンスを実施し、サービスの質向上を目指す。
- (5) 「介護情報総合記録シート」のシステム導入により、利用者の日々の状況を常に把握し、介護・看護・医療・栄養等のそれぞれの職種連携を図り、心身の変化の早期発見、早期対応に努める。
- (6) 介護場面は、「業務手順書」を基本とし、安全な介護の提供を図り、その手順書は定期的に見直しを行ない、常に改善することで質の高いサービス提供ができるようにする。また、内部・外部研修等に積極的に参加し、職員一人ひとりの専門知識と技術の向上を図る。
- (7) リスクマネジメント委員会等各種委員会及び入浴検討チーム等各検討チームは、積極的に活動し、利用者が常に快適な生活を送ることができるように話し合い、業務の改善に努める。
- (8) 排泄や食事は、可能な限り離床して行なえるよう、機能訓練指導員と連携した生活リハビリの充実を図り、残存機能の維持に努める。
- (9) 各行事や余暇活動の充実を図り、また、外気に触れる機会を持つことで季節を肌で感じ、日常生活に変化を持っていただくことで、潤いのある生活を提供する。
- (10) 地域に開かれた施設として、地域との交流とふれあいを大切にする。

————— 老人デイサービスセンターなしのきについて —————

- (1) 可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行なう。このことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。
- (2) 居宅介護及び介護予防のサービス計画に基づく通所介護計画及び介護予防通所介護計画をより適切に作成し、個々のニーズに応じたきめ細かい介護サービスを提供して、要介護状態の軽減又は予防に努める。
- (3) 当センターへの期待や効果を検証しながら、行事の雰囲気づくりやリハビリレクリエーション活動に一層の工夫を加え、利用者一人ひとりが主体的、積極的に参加できるように努める。
- (4) より開かれた事業所の実現を目指し、利用者宅を訪問し、相談、援助等を行ない、また、地域いきいきサロン、住民自治協議会、自治会等と連携することで、地域の中でし

っかりと活動していく。更に、毎月発行する情報紙「かざぐるま」を通して、当法人の理念や地域福祉への取り組みに関心をもっていただけるよう努める。

- (5) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に必要なサービスを提供する。
- (6) 利用者一人ひとりに合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供するとともに、「食事形態」や「環境づくり」などを工夫することで、特別感のある演出や食事への楽しみにつながるよう努力するとともに、食の安全性に関する情報を常に収集し、食中毒の予防に努める。
- (7) 当センターの特色の一つである「魅力ある食事」に一層の工夫を重ね、地域の一人暮らしの高齢者や老老介護高齢者等の方々に「日曜ランチ」を提供する。また「日曜デイ」のご利用者と一緒に「食べる楽しみ」「食べやすい食事」を体験していただくとともに、地域の情報交換の場としての体制をつくり、当センターの強みとしてアピールしていく。
- (8) 日頃から利用者の趣向やニーズについて情報を収集し、昨日よりも今日、今日よりも明日と、利用者に満足していただけるよう研鑽を積むように努める。
- (9) 新しい総合事業への移行により、介護予防通所介護利用者の視点に合ったサービス提供体制づくりに努める。

————— 在宅介護支援センターなしのきについて —————

- (1) 介護を必要とする利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを優先し、また、様々なサービス情報を提供し、多様な事業所から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、利用者の立場に立った介護サービス計画の作成を行なう。
- (2) 介護サービス提供のプロセスにおいては、各関連機関・職種との連携の下、随時調整や担当者会議を開催し、その成果や問題点等を積極的に評価して、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (3) 介護予防においては、地域包括支援センターとの連携により、利用者が自分らしく自立した生活が継続できるよう生活機能の維持・向上を目的とした効果的・効率的なサービスを提供する介護予防プランを作成し、その実施においてはプロセス評価を行なっていくことにより、要介護状態とならないようその予防に努める。
- (4) 福祉相談の窓口として、地域の人々が気軽に福祉・医療・保険の相談のために訪れることができる開かれたセンターを目指し広く広報すると共に、民生委員等と連携を図り、適宜介護予防教室の開催等、地域福祉の向上に努める。
- (5) 介護支援専門員としての質の向上を目指し、各種研修会や講習会の事例検討会等に積極的に参加し、情報収集や知識の習得に努め、マネジメントの手法を深める。

#### 4 梨丘園(りきゅうえん)の運営について

障害者支援施設は、障がい者を有した方々にとってその日常生活全体を支援する専門機能を有し、親亡き後の「終の住処」としてその利用者ニーズは高い。一方、利用者の高齢化や障がいの重度化に応じて、医療的ニーズが高まっていくことも必然である。今後、梨丘園が担っていくケア内容の拡大が予想されている中、障がい者の安心安全な生活を継続的に支援していくためにも障害者支援施設の存在や役割は大きいといえる。

障がい者に対する相談支援事業を中心とした地域生活支援事業が本格化し、「指定特定相談支援事業所 梨丘」を平成 26 年(2014)に開設した。同事業所は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切なサービス等の利用計画の提供に努めている。本年 4 月から障害者差別解消法が施行されることになるが、同法では、相談及び紛争防止等のための新たな機関を設けず、既存の相談機関の活用と充実で対応することになる。このことにより相談支援事業所における業務もより一層専門性が要求されることになると思われる。

これら障がい福祉施策の動向については、社会経済情勢等により今後とも予断を許さない状況にあり、障がい者福祉の情勢を慎重に見極め、予測される諸問題に柔軟に対応し、経営の安定に万全を期すものとする。特に、ノーマライゼーション定着のための国の施策として、障がい者は施設で一生を過ごすのではなく、身近な地域で自立した生活を目指すべきであるという方針のもとに、施設利用者等の地域生活移行を促進することが大きな課題となっている。現在、入居している障がい者が、地域において自立した生活を送れるよう生活環境の充実を図るとともに、施設においても障がい者の自立と地域移行に向けての支援に取り組んでいかなければならない。

また、地域における障がい者福祉の中核としての専門的機能を高めるため、一人ひとりがもつ知識や技能を高め、広く社会と福祉への洞察力を持つ職員の育成に努める。更に、法人の障がい者福祉施設との連携を深化させるとともに、第二梨ノ木園の併設施設であることを関係職員が認識し、相互の連携を強化することで利用者サービスの向上と効率化を図り、円滑な運営が展開されるよう努める。

##### (1) 障害者支援施設

療護福祉の原点である「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」、「可能性の限りない追求」、「共に生きる社会づくり」という三つの基本理念を見失うことなく、人権擁護と人間尊重という初心を忘れず、利用者に生きがいのある日々を送っていただけるよう生活支援と介護の専門性を高める。開園 16 年目にあたる今年も、次の事項を重点項目に定め、利用者が家庭と変わりなく安心して過ごすことのできる居住施設を目指す。

ア 利用者一人ひとりの人格が尊重され、生きがいをもって生活できる施設を目指す。

イ 利用者が、家庭生活と同様の自立した日常生活を送れるよう支援する。

ウ 利用者の身体機能の可能性を限りなく追求する。

エ 利用者の創作活動や文化活動を通じて生活の質の向上を図る。

オ 利用者の地域社会との交流を深め、社会参加を目指す。

## (2) 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業

平成26年(2014)4月より“指定特定相談支援事業所 梨丘”を開設し、地域の障がい者福祉に関する様々な問題について、障がい者、障がい者の家族及び地域で障がい者に関わる人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行なう。障がいがある利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて総合的な援助方針や解決すべき課題等を踏まえたサービス等利用計画を作成し、適切な保健・福祉・就労支援・教育等の障がい福祉サービスを総合的かつ効率的に利用して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切かつ円滑な計画相談支援を提供する。また予てより要望があった“指定障害児相談支援事業所 ヴェルデ”を本年度より開設し、障がい児及びその保護者からの相談及び障害児個別支援計画作成においてきめ細やかに対応する。

## 5 上野点字図書館の運営について

当館は、従来から、視覚障害者情報提供施設として、伊賀地域のみならず全国の視覚障がい者を対象に、図書等の製作と貸出を中心にした点字及び音声による情報提供を行ってきたが、平成21年(2009)に改正された著作権法により、それまで視覚障がい者に限定されていた録音資料の利用が、学習障がい者や肢体不自由者など「視覚の表現の認識に障がいのある者」にまで拡大されたものの、十分に周知されていないのが現状である。

また、本年4月から施行される障害者差別解消法を受け、国や公的機関においては、障がい者への「合理的配慮の提供」が義務付けられる中、今後の公的機関等における合理的配慮はどうあるべきかを考え、また法の目的を踏まえ当館が行なうべき柔軟な対応や役割に対し、積極的に取り組む必要がある。

更に、本年度も法人内施設、関係行政機関、関係団体等との連携を図り、情報障がい者ともいわれる視覚からの情報量が少ない環境に置かれている人たちへの情報発信及び情報提供に努める。

### (1) サービス業務

点字図書館の中心的業務である図書等の貸出に対して利用者から寄せられる様々な要求や要望に、迅速かつ適切に対応できるよう、きめ細やかなサービスを心がける。また、ICT技術の活用にも積極的に取り組み、サービス内容の充実に努める。

#### ア 蔵書の貸し出し

利用者の要望を的確に把握し、迅速かつ丁寧に対応する。サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)と連動したWeb図書館システム(貸出・利用者管理業務をオンラインで行なうシステム)を有効に活用しながら図書の利用促進に努める。

#### イ 蔵書目録の整備

Web図書館システムの機能を十分活用できるよう、システム内における書誌情報の確実性を高め、蔵書目録を整える。同時に、図書の破損や劣化等を点検し、蔵書の整理に努める。

#### ウ 図書情報誌の発行

点字図書・録音図書の新刊情報をお知らせする『図書館通信』（点字版・録音版・大活字版）と、墨字の新刊図書情報を選択して紹介する『墨字図書案内』（録音版）を隔月で発行する。

#### エ レファレンス(参考調査)サービスの充実

利用者や一般の方からの問い合わせに的確に回答できるよう、各種関連資料の整備を進める。

### (2) 製作業務

サピエ図書館に着手情報を報告した図書は、責任を持って完成させることが求められるため、ボランティアとの連携を密にして製作期間の短縮及び蔵書の質の向上を目指す。

#### ア 点字図書製作

パソコン点訳ソフトの使用により、墨字の点字化は速く行なえるようになったものの、校正は、手作業のため従来同様に時間を要する。蔵書製作の効率化を図るためには、更に良質の点訳者・校正者の確保に努める必要がある。

#### イ 録音図書製作

利用者のニーズを尊重した図書選定を行ない、早期完成のための製作体制を整える。また、ボランティアからの製作にかかわる相談・疑問にも迅速に対応し、蔵書製作の効率化と質の向上を図る。

#### ウ ボランティアの養成

前年度に開催した「音訳ボランティア養成講習会」の修了者を対象に、音訳技術向上のための研修会を実施する。また、新たに「点訳ボランティア養成講習会」を開催し、新規点訳ボランティアの確保に努める。

### (3) 生活訓練業務

中途視覚障がい者の増加により点字利用者は減少傾向にある。しかし、文字情報の取得及び伝達手段である点字の触読技術習得を考える人は少なくない。中途視覚障がい者の要望に応じて、本年度も点字触読訓練を実施する。

### (4) 啓発業務

#### ア 出張講座の受け入れ

小・中学校等から出張講座や点字器貸し出しの要請がある場合は、可能な限り受け入れ、学校出張講座については、常に同じ職員が担当するのではなく、すべての職員が点字図書館事業や視覚障がい者福祉について説明できるよう研鑽に努める。

#### イ 公共図書館等関係行政機関との連携を図り、点字図書館事業の周知に努める。

## (5) その他

ア 本年度は、参議院議員の通常選挙が実施される。このことから、三重県選挙管理委員会から投票用紙貼付用点字シールの作成及び候補者名簿の点訳依頼等のあることが予想されるが、この業務は、短期間で膨大な仕事量に対応する必要があるため、職員全員で総力を挙げて取り組むものとする。

イ 前年度に引き続き、伊賀市のホームページに掲載する広報の音声データを提供する。

ウ 伊賀市盲人ホーム、かしの木ひろばと連携して、障がい者福祉の充実に努める。

## 6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師資格を有する視覚障がい者に、開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに技術の指導を行ない、利用者の自立更生を図ることである。

三療師(はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ師)の資格は、国家資格であるが、昨今の癒やしブームにより、無資格あるいは短期の講習で付与されるような類似の資格による施療者が急増し、それに伴った未熟な施療による健康被害も多く発生しているため、あん摩やマッサージは危険だという認識を持たれないように、適切な広報に努める。

現在1名の有資格者が当施設を利用し、施療を行ないながら、盲学校での研修等を受講して技術向上に励んでいるが、日々、経験者による指導を受ける機会が少ないため、豊かな経験と高い見識を備えた指導者の招聘は急務である。

なお、当施設は、視覚障がい者の主体的な更生意欲を図るための施設として機能するように努めるとともに、地域の視覚障がい者福祉会の拠点として存在し得るよう、施設の維持管理に努めるものとする。

## 7 かしの木ひろばの運営について

障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮することが規定されている。意思決定支援こそソーシャルワークの重要な機能であり、共生社会の実現に向かうのである。

前年度に、障害者福祉サービス等の報酬が改定され、基本報酬の引き下げがあったことから、これを多種の加算によっても補填することが難しく、通所事業、訪問事業ともに大変厳しい状況である。しかし、かしの木ひろばでは、引き続き在宅障がい者が地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、生活の向上と社会参加の機会が得られるよう支援していく。社会情勢や政局の動向も含め、今後とも予断を許さない状況に変わりはないが、本年度も幅広く社会の動向を把握しながら、通所・訪問事業を有機的に連携させ、障がい種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援を提供することによ



り着実な施設運営に努めるものとする。

(1) 多機能型生活介護事業

本年度も、個々の特性を理解した上で、利用者にとって安全で快適な介護サービスを行ない、在宅生活の継続を支援する。それぞれのご利用者の思いを受け止め、生存権のみを叶える介護サービスだけでなく、それぞれの障がい特性に合わせた個別対応やグループ対応を行ない、創作的意欲・運動的意欲・作業的意欲等様々なニーズに応じたきめ細かい個別支援計画を作成する。また、充実した生活が送れるよう他機関とも連携することで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(2) 多機能型就労継続支援B型事業

就労経験や就労意欲はあるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった利用者に、障がいに合った機械器具を用いて、安全で効率よく作業が行なえる環境を整える。また、お墓参り代行業務や、さをり織等の製作販売等で、就労の機会や作業収入を得る機会を提供する。そして、一人ひとりの生きがいと就労意欲に応じたきめ細かい個別支援計画を作成する。また、2か月に1回程度、日中一時支援事業を行ない、生活の質の向上、余暇の充実を図る。

(3) 居宅介護・訪問介護事業

家族や利用者の個々のニーズに応じた身体介護・家事援助・行動援護・同行援護・重度訪問介護等の居宅介護サービスを提供するとともに、社会復帰や地域移行支援にも取り組む。また、介護保険制度改定による新しい総合事業の実施について、伊賀市が目指す地域包括ケアシステムの動向を見ながら積極的に取り組む。在宅での自立支援に向けての日常生活の活性化や社会的孤立の解消を図るとともに、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減にも努め、他機関との連携を密にし、職員間での日々の振り返りを行なう。更に、福祉有償運送サービスを兼ね合わせることでより支援の幅を広げる。

(4) 地域活動支援センター事業

当事業は、平成18年(2006)10月より伊賀市の指定を受け、日中一時支援事業、移動支援事業の2事業を行なっている。日中一時支援事業では、休日等の余暇支援を通じて、利用者の社会との交流の促進及び創作意欲、作業意欲を高めることを目的とした支援を行なうとともに、中・高生に長期休暇や放課後の活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息等を供与していく。また、移動支援事業では、障がい児・者の社会生活上必要な外出及び余暇活動、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援を福祉有償運送と併用して行なう。

(5) 地域援助事業

地域に在住する障がい者及び高齢者を対象とした講座や、いきいきサロンの場の提供等、障がい者及び高齢者福祉の啓発・推進・充実に努める。また、福祉教育や地域との交流を促進するため施設見学や施設実習等に協力し地域福祉の向上に努める。

#### (6) 職員資質の向上

職員は、広く社会の動向や社会福祉の行方に対する洞察力を身につけるとともに、各種事業を推進するための専門性が問われるようになったことから、資質の涵養に向けて、より専門的な研修に積極的に参加するものとする。特に、発達障がい・精神障がい・視覚障がい・聴覚障がいなど多種多様に対応でき、意思決定支援のできる人材の育成に努める。また、行動援護・同行援護・たんの吸引や福祉有償運送の運転に従事する職員については、資格要件が不可欠であるため、研修等を受講することで必要な資格を取得していく。

### 8 梨ノ木診療所の運営について

本年度からの医療報酬改定においては、高齢化の進展に伴ない疾病構造が変化していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められるとともに、健康寿命の延伸の観点から予防・健康づくりの取り組みが重要となっている。

梨ノ木診療所は、地域医療への貢献と、地域で生活する人々の健康づくりを引き続き推進する。長田地区住民自治協議会との共催で実施している「なしのき健康講座」は5年目を迎え、更なる継続充実に努め、地域住民が住み慣れた地域で生活できるよう、健康管理意識の向上に寄与したい。また、隣接する老人施設、障がい者施設においては、医療の必要な利用者の増加に伴ない、より一層連携を深め、利用者の健康管理に万全を期す。更に、第二梨ノ木園の利用者及び家族からの終末期ケア(看取り介護)の要望が高まる中、施設職員との連携と協力支援体制の強化に努める。